

高松土木事務所管内 河川一斉清掃対応 一般廃棄物 収集運搬処理業務委託業務仕様書

第1条 適用

本仕様書は、「高松土木事務所管内 河川一斉清掃対応 一般廃棄物収集運搬処理業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務内容

本業務は、地元協議会等が実施する河川等一斉清掃により発生した廃棄物等を収集及び運搬するものである。

- 1 受注者は、別途発注者が指示する一斉清掃に関する要領に従い、集積所等に集められた廃棄物を全量運搬車両に積み込み、当日中に指定する廃棄物処理施設まで運搬するものとする。
- 2 受注者は、実施に使用するダンプトラック等の車両番号を、発注者が指示する日までに、予め定められた様式で、指定された相手に報告するものとする。
- 3 受注者は、廃棄物を積み込み、廃棄物処理施設へ運搬する前に、以下の内容を指定された相手に報告するものとする。
①会社名、②車両ナンバー、③ごみ量
- 4 ダンプトラック1台につき普通作業員1名、運転手(一般)1名の計2名の配置を想定している。
- 5 収集した廃棄物中にテレビ、洗濯機等の家電リサイクル券が必要となるものは処分場へ持ち込まず、処分方法について発注者の指示を受けること。
- 6 対象の河川一斉清掃は別表ー1及び別図ー1のとおりとする。

※当該業務の収集・運搬の作業日は、一斉清掃当日とする。

※作業予定日・配車予定数量・施工位置などは例年の実施内容を基に仮で設定しているものである。発注者は調整のうえ、これらがわかり次第受注者へ連絡する。

第3条 業務期間

令和8年11月13日から令和9年3月31日まで

第4条 廃棄物の処理

- 1 処分場への持ち込みに際しては、市の助成を受けるものとし、処分費は計上していない。西部クリーンセンターへの持ち込みを想定している。
- 2 廃棄物の運搬・処分の一部を委託する場合には、許可業者と「建設廃棄物処理

委託契約書」により書面で委託契約を締結しなければならない。また、契約締結後は速やかに建設廃棄物処理委託契約書の写しを発注者に提出しなければならない。

第5条 保証等

本業務の実施中に、受注者の責に帰すべき事由により事故等が発生した場合は、受注者の責任において対処するものとする。

第6条 報告書の提出

業務完了時に日報や作業記録等を取りまとめた業務実施報告書を書面 1 部にて提出するものとする。

第7条 その他

- 1 本仕様書に記載なき事項及び疑義については、発注者と受注者で協議するものとする。
- 2 本業務の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく発注者に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行し障害が発生した場合は、受注者の責任において対処するものとする。